

ごかのお知らせ

No.556

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

確定申告の時期です

今年も確定申告の時期が近づいてきました。新型コロナウイルス感染症への対策が引き続き必要です。申告会場の混雑が少しでも緩和されるようにみなさまのご協力をお願いします。

また、「e-Tax」を活用すれば、申告会場に向くことなくスマホ・パソコンからの申告も可能です。是非ご利用ください。

①古河税務署での確定申告 ○期間

1月17日(月)～3月15日(火)
※還付申告の方の申告相談は、2月15日(火)以前でも受付、贈与税申告の相談受付は2月1日(火)からとなります。

(土・日・祝日を除く)

※詳しくは「古河税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ」をご覧ください。

②五霞町役場での確定申告

○期間

2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日・祝日を除く)

※詳しくは「広報ごか」2月号に掲載します。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

古河税務署

☎02800(32)4161

(自動音声案内)

農業所得確定申告の 事前相談会

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、農産物の販売による収入があった方は、確定申告をする必要があります。

農業所得を申告される方で、自分では収支内訳書の作成が困難な方を対象に事前相談を次のとおり実施いたします。なお、

新型コロナウイルス感染症防止のため、事前相談の際にはマスクの着用をお願いします。
青色申告の方については受付できません。

○日時 2月3日(水)・4日(金)

午前9時～午後6時

(正午～午後1時は除く)

○場所 2階 第2会議室

○内容 農業所得収支内訳書作成の補助

○持参するもの

・農業所得に関する次の資料

・出荷伝票や通帳など収入がわかるもの

・領収証など必要経費がわかるもの

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

確定申告に使用する保 険等の納付額確認書 を交付します

令和3年中に普通徴収(現金納付または、口座振替)により納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を確定申告の社会保険料控除に利用する場合に添付する確認書を役場各担当窓口にて交付します。

なお、役場で確定申告をされ

る方は確認書の添付は必要ありません。

※年金から天引きされた保険税等は年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納税義務者(被保険者)本人、同一世帯の方、振替口座名義人以外の方が来庁する場合は委任状が必要となります。

○交付開始日 1月11日(火)

○交付時間

午前8時30分～午後5時15分

(役場開庁日のみ)

○持参するもの

・本人確認書類

・印鑑

(運転免許証等)

○納付額確認書交付場所

・国民健康保険税

・後期高齢者医療保険料

町民税務課 ③窓口

・介護保険料

健康福祉課 ⑦窓口

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)